

観音寺市森林整備計画

計画期間

自	令和 8 年 4 月 1 日
至	令和 18 年 3 月 31 日

(令和 8 年 3 月 31 日 樹立)

香川県

観音寺市

目 次

- I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項
 - 1 森林整備の現状と課題
 - 2 森林整備の基本方針
 - 3 森林施業の合理化に関する基本方針

- II 森林の整備に関する事項
 - 第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）
 - 1 樹種別の立木の標準伐期齢
 - 2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法
 - 3 その他必要な事項
 - 第2 造林に関する事項
 - 1 人工造林に関する事項
 - 2 天然更新に関する事項
 - 3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項
 - 4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準
 - 5 その他必要な事項
 - 第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準
 - 1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法
 - 2 保育の種類別の標準的な方法
 - 3 その他必要な事項
 - 第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項
 - 1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法
 - 2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法
 - 3 その他必要な事項
 - 第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項
 - 1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針
 - 2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策
 - 3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項
 - 4 森林経営管理制度の活用に関する事項
 - 5 その他必要な事項
 - 第6 森林施業の共同化の促進に関する事項
 - 1 森林施業の共同化の促進に関する方針
 - 2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策
 - 3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
 - 4 その他必要な事項

- 第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項
 - 1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項
 - 2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項
 - 3 作業路網の整備に関する事項
 - 4 その他必要な事項
- 第8 その他必要な事項
 - 1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項
 - 2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項
 - 3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

III 森林の保護に関する事項

- 第1 鳥獣害の防止に関する事項
 - 1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法
 - 2 その他必要な事項
- 第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項
 - 1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法等
 - 2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）
 - 3 林野火災の予防の方法
 - 4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項
 - 5 その他必要な事項

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

- 1 保健機能森林の区域
- 2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項
- 3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項
- 4 その他必要な事項

V その他森林の整備のために必要な事項

- 1 森林経営計画の作成に関する事項
- 2 生活環境の整備に関する事項
- 3 森林整備を通じた地域振興に関する事項
- 4 森林の総合利用の推進に関する事項
- 5 住民参加による森林の整備に関する事項
- 6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項
- 7 その他必要な事項

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

- 1 森林整備の現状と課題

観音寺市は香川県の西端部に位置し、南部では雲辺寺山の讃岐山脈を境として徳島県三好市と、また大谷山を隔てて愛媛県四国中央市と接している。北部では七宝山と稲積山が連なり、西部では瀬戸内海燧灘が広がっている。河川は粟井ダム、五郷ダム、豊稔池等を上流にもつ柞田川・唐井手川が市内を流れている。本市は南部が山間で小さな集落が散在しており、河川沿いに耕作地が開け、集落が形成されている。

本市の総面積11,783haのうち4,497haが森林で、総面積の約44%を占めている。その内訳は民有林3,311ha、国有林1,186haで約74%が民有林である。地域森林計画対象民有林3,309haのうち、ヒノキを主体とした人工林の面積は913haであり、本市における森林面積の約28%になっている。また、これらの人工林は40年生前後の森林が多くを占めており、今後、保育、間伐等を適正に実施していく必要がある。

このような森林の状況から本市の森林を南部地区、北部地区の2地区に大きく分け、それぞれの地区の特徴に応じた森林を造成する。

南部地区は、昔からヒノキの造林が盛んに行われていることから、林業生産活動を通じた適切な森林整備を図るとともに、環境に優しい素材である木材を有効活用していくために、計画的な伐採を推進することが重要である。

北部地区については、天然性の広葉樹林が広く存在し、公益的な機能の発揮を図るために的確な保全、管理を行うことが重要である。

2 森林整備の基本方針

本市の森林については、山地災害防止や生活環境保全、保健文化機能が発揮される森林を目指す。既に木材生産を目的とした林業経営を行っている森林が存在することから、木材生産を放棄するのではなく、森林所有者の意向に配慮しながら主伐や間伐による木材生産等に取り組みつつ、将来的に以下の森林への移行を目指す。

① 天然林⇒天然林

既に天然林となっていることから、気象災害や林野火災などにより森林の働きが発揮できない状況になった場合に自生樹種の植栽で森林へ復旧する等、現状維持を図る。

なお、シイタケ原木や薪炭材などの利用で伐採されることが考えられるが、この場合は、現況を確認しつつ下草刈り等の適切な施業を実施し、確実な更新を図る。

② 人工林⇒天然林

(針葉樹)

ア 採算性等の問題から林業経営が行われない森林は、森林の荒廃度を勘案して他者による森林整備を検討し、更新伐の後、広葉樹を植栽して針葉樹林から上層針葉樹、下層広葉樹の針広混交林へと移行する。

イ 継続的な林業経営が行われない森林は、間伐および択伐の実施により現有森林資源から木材生産を行いつつ、伐採跡地に広葉樹を植栽して針葉樹林から上層針葉樹、下層広葉樹の針広混交林へと移行する。

(広葉樹)

自然遷移により天然林へ移行する。

③ 人工林⇒人工林

針葉樹、広葉樹とも適切な保育等森林整備を行い、木材生産機能や公益的機能の維持増進を図る。

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

森林は、森林の有する多面的機能の発揮を通じて、市民生活の維持・向上に寄与しており、各々の森林について、期待される機能が十分に発揮されるよう、整備及び保全を進める必要がある。森林の有する主な機能と各機能に応じた森林の望ましい姿については、次のとおりである。

森林の有する主な機能	望ましい森林の姿
水源かん養機能	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄えるすき間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林
山地災害防止機能／ 土壌保全機能	下層植生が生育するための空間が確保され適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて土砂の流出、崩壊を防止する治山施設が整備されている森林
快適環境形成機能	樹高が高く枝葉が多く茂っているなど、遮へい能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林
保健・レクリエーション 機能	身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・文化・教育的活動に適した施設が整備されている森林
文化機能	史跡、名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林
生物多様性保全機能	原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林
木材等生産機能	林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

(2) 森林の整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

1) 森林の整備の基本的な考え方

(1) で掲げた森林の有する機能の維持増進を図り、望ましい森林資源の姿に誘導していくための森林整備の基本的な考え方については、次のとおりとする。

①水源かん養機能

洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとする。また、自然条件や市民のニーズ等に応じ奥地水源林等の人工林における針広混交の育成複層林化など、天然力も活用した施業を推進することとする。

②山地災害防止機能/土壌保全機能

災害に強い県土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小を図る施業を推進することとする。また、自然条件や市民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。

③快適環境形成機能

地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとする。

④保健・レクリエーション機能

市民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や市民のニーズ等に応じ多様な森林整備を推進することとする。

⑤文化機能

美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。

⑥生物多様性保全機能

野生生物に配慮した適切な保全を推進することとする。

⑦木材等生産機能

木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本として、将来にわたり育成単層林として維持していく森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行う。この場合、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進する。

2) 造林から伐採に至る森林施業の推進方策

本市の森林は、間伐の確実な実施が重要課題となっていること、また今後主伐期を迎える林分が多くなることから、施業条件に則して伐採を計画的に実施するための体制整備を推進する。また、適切な森林整備を推進していくために、森林組合、県、森林所有者等の相互の連携をより一層密にし、施業の集約による効率化、技術指導、普及啓発に努めるとともに、国、県の補助事業等を積極的に活用し、森林整備の推進を図るものとする。

3) その他

該当なし

3 森林施業の合理化に関する基本方針

県、市、森林所有者、森林組合等で相互に連絡を密にして、森林施業の共同化、林業後継者の育成、林業機械化の促進及び効率的な路網整備、木材流通、加工体制の整備など、長期展望に立った林業諸施策の総合的な実施を計画的に推進するものとする。

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

樹種別の標準伐期齢は、平均成長量が最大となる林齢を基準とし、森林の有する公益的機能、既往の平均伐採齢等を勘案し次のとおり定める。

なお、標準伐期齢は、地域を通じた立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものであるが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではないことに留意すること。

樹種	スギ	ヒノキ	マツ	クヌギ・ナラ	その他広葉樹
林齢	35年	40年	30年	10年	15年

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

立木竹の伐採のうち主伐については、更新を伴う伐採により行うこととする。

主伐に当たっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うこととし、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保するよう努めることとする。

また、伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うこととする。特に、伐採後の更新が天然更新により行われる場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実、周辺の伐採跡地の天然更新の状況等に配慮することとする。さらに、林地の保全及び落石等の防止のため必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置することとする。併せて、森林の生物多様性の保全の観点から、施業の実施に当たっては、野生生物の営巣、餌場、隠れ場として重要な空洞木や枯損木及び目的樹種以外の樹種であっても目的樹種の成長を妨げないものについては、保残に努めることとする。

上記に定めるものを除き、「主伐時における伐採・搬出指針」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）のうち、立木の伐採方法に関する事項を踏まえること。

また、集材に当たっては、林地の保全等を図るため、地域森林計画第4の1(2)で定める「森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法」に適合したものとするとともに、「主伐時における伐採・搬出指針」を踏まえ、現地に適した方法により行うこととする。

皆伐択伐の別	標準的な方法
皆伐	皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとする。皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然条件及び森林の有する公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて、少なくともおおむね20ヘクタールごとに保残帯を設け適確な更新を図ることとする。
択伐	<p>択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものであり、材積にかかる伐採率が30%以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては40%以下）の伐採とする。</p> <p>択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとする。</p>

人工林の生産目標ごとの主伐の時期は、下表を目安として定めること。

単位・径級：cm

樹種	標準的な施業体系			施業上の伐採の目安（年）
	生産目標	仕立方法	期待径級	
ヒノキ	一般建築材・大径材	中仕立	28	70
	柱材・一般建築材		23～	50～
スギ	一般建築材・大径材	中仕立	38	65
	一般建築材		20～	40～
マツ	一般建築材・大径材	—	26～	60
	一般材		22～	40～
クヌギ	しいたけ原木	—	10～16	15～20
その他広葉樹	—	—	—	15～

3 その他必要な事項

特に木材等生産機能をもつ森林においては木材生産コスト、林業経営の考え方等を十分に考慮した適切な伐採に努めるものとする。

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行う。

また、花粉発生源対策の加速化を図るため、花粉の少ない苗木（無花粉苗木、少花粉苗

木、低花粉苗木及び特定苗木をいう。以下同じ。)の植栽、広葉樹の導入等に努める。

(1) 人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種は次のとおりとする。

人工造林の対象樹種	スギ、ヒノキ、マツ、コナラ、クヌギ
-----------	-------------------

なお、定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は市の林務担当部局とも相談の上、適切な樹種を選択するものとする。苗木の選定について、成長に優れたエリートツリー（第2世代精英樹等）等の苗木や花粉の少ない苗木の増加に努めることとする。

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

人工造林の造林樹種について、施業の効率性や地位等の自然条件を踏まえ、既往の植栽本数や保安林の指定施業要件を勘案して、仕立ての方法別に1ha当たりの標準的な植栽本数を植栽するものとする。

また、複層林化を図る場合の下層木については、標準的な植栽本数に上層木の伐採率（材積による率）を乗じた本数以上を植栽するものとする。

人工造林の樹種別及び仕立ての別の植栽本数

樹種	仕立ての方法	植栽本数（1ha 当り）
ヒノキ	疎仕立て	2,000～3,000本
	中仕立て	3,000～3,500本
	密仕立て	3,500～4,000本
スギ	疎仕立て	2,000～3,000本
	中仕立て	3,000～3,500本
	密仕立て	3,500～4,000本
マツ	疎仕立て	2,000～3,000本
	中仕立て	3,000～3,500本
	密仕立て	3,500～4,000本
クヌギ	疎仕立て	2,000～3,000本
	中仕立て	3,000～3,500本
	密仕立て	3,500～4,000本

なお、定められた標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は市の林務担当部局とも相談の上、適切な植栽本数を決定するものとする。

イ その他人工造林の方法

区分	標準的な方法
地拵えの方法	全刈法（全面的に雑草木を取り除く方法）。場所によっては、すじ刈法、坪刈法を用いる。
植付けの方法	長方形植栽又は正方形植栽。地形によっては正三角形植栽。
植栽の時期	早春生長を始める直前を適期とするが、気候等によっては、秋季生長の終わった頃に行う。

また、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システムの導入に努める。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復並びに森林資源の造成を図るため、人工造林をとまなうものにあつては、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に植栽することとする。ただし、択伐による伐採に係るものについては、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を超えない期間とする。

2 天然更新に関する事項

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の現況、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うものとし、「香川県天然更新完了基準」により、森林の確実な更新を図ることとする。

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種	マツ、クヌギ、コナラなど
ぼう芽更新可能樹種	クヌギ、コナラなど

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

天然更新すべき本数の基準となる期待成立本数を、次のとおり定める。

期待成立本数	10,000本/ha
--------	------------

天然更新を行う際には、稚樹高が50cm以上かつ隣接する競合植物の高さ以上であり、期待成立本数に対して、10分の3を乗じた本数以上が成立している状態（「立木度」が3以上の状態）をもって更新完了とする。

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

天然更新に当たって、地表処理、刈出し、植込み、芽かきの方法その他天然更新補助作業として必要な事項等は次のとおりとする。なお、ぼう芽更新による場合には、ぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じ、芽かき又は植込みを行うものとする。

区分	標準的な方法
地表処理	ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されて

	いる箇所において、かき起こし、枝条整理等の作業を行う。
刈出し	ササなどの下層植生により更新樹種の生育が阻害されている箇所について行う。
植込み	更新樹種の生育状況等を勘案し、天然更新が不十分な箇所に必要な本数を植栽する。
芽かき	優勢なものを1株に概ね3～4本残し、残りをかきとる。

ウ その他天然更新の方法

「香川県天然更新完了基準」に基づき、伐採跡地の天然更新の状況を確認するとともに、更新すべき立木の本数に満たず天然更新が困難であると判断される場合には天然更新補助作業又は人工造林により確実に更新を図るものとする。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を図るため、天然更新すべき期間は、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して伐採後5年以内とし、更新状況を確認することとする。

なお、更新が完了していないと判断されるものについては、更新補助作業又は人工造林等を行い確実な更新を図るものとする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林は、現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹が更新対象地の斜面方向や周囲100m以内に存在せず、林床にも更新樹木が存在しない森林を基本とする。

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

森 林 の 区 域	備 考
該 当 な し	

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

1の(1)による。

イ 天然更新の場合

2の(1)による。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

2の(2)のアにおける期待成立本数とする。

5 その他必要な事項

国庫補助事業等の活用による造林事業の実施を推進するものとする。特に木材等生産機能をもつ森林については木材生産コスト、林業経営の考え方等を十分に考慮した適切な造林を推進するものとする。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

樹種	施業体系	間伐を実施すべき標準的な林齢				標準的な方法
		初回	2回	3回	4回	
ヒノキ	植栽本数 2,000～4,000本 柱材・一般建築材	20～40年生 地位等を考慮し必要な回数を行う。				<p>選木の方法：枯損木、病虫害木、被圧木などの順に、幹の形質に重点をおいて行う。</p> <p>間伐率：間伐本数率は、おおむね、10～30%とする。</p> <p>但し、林分密度によって適宜変動する。 なお、材積率については、材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ伐採年度の翌年度の初日から起算しておおむね5年後において、その森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実にであると認められる範囲とする。</p>
	植栽本数 2,000～4,000本 一般建築材・大径材	20～60年生 地位等を考慮し必要な回数を行う。				
スギ	植栽本数 2,000～4,000本 柱材・一般建築材	20～40年生 地位等を考慮し必要な回数を行う。				<p>高年齢級の森林については立木の成長力に留意して定めること。</p>
	植栽本数 2,000～4,000本 一般建築材・大径材	20～60年生 地位等を考慮し必要な回数を行う。				
マツ	植栽本数 2,000～4,000本	間伐時期及び回数は必要に応じて行う。				ヒノキ、スギにおける標準伐期齢未満の平均的な間伐間隔：10年
クヌギ	植栽本数 2,000～4,000本	間伐時期及び回数は必要に応じて行う。				ヒノキ、スギにおける標準伐期齢以上の平均的な間伐間隔：20年

なお、高性能機械等により間伐を行う場合は、伐採の形状により、効率的な搬出を目指すこととする。その際、伐採後の風害、雪害等を十分考慮し、伐採列幅、伐採率を決定する。

2 保育の種類別の標準的な方法

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齢及び回数								備考
		I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	
下刈り	ヒノキ スギ	■								回数：毎年1～2回程度 (植栽後の生育状況等を踏まえ、実施回数や実施期間を判断する。)
	マツ クヌギ	■								
つる切	ヒノキ スギ		■							回数：通常2回程度
	マツ クヌギ		■							
除伐	ヒノキ スギ		■							
	マツ クヌギ		■							
枝打	ヒノキ スギ			■						回数：通常4～5回(生産目標によっては、伐採前の数年間行う場合もある。)
	マツ クヌギ			■						
肥培	ヒノキ スギ	■								(必要に応じて、せき悪林地に、植栽後2～3回施肥を行う。)
	マツ クヌギ	■								

国庫補助事業等の活用による造林事業の実施を推進するものとする。特に木材等生産機能をもつ森林については木材生産コスト、林業経営の考え方等を十分に考慮した適切な間伐及び保育を推進するものとする。

3 その他必要な事項

間伐及び保育の標準的な方法では十分に目的を達成できないと見込まれる森林については、生育状況等を考慮し間伐及び保育の方法を決定するものとする。

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 水源かん養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

別表1のとおり

イ 施業の方法

施業の方法として、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の間隔の拡大とともに伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとする。また、

当該森林の伐期齢の下限については、次のとおり定める。

樹種	スギ	ヒノキ	マツ	クヌギ・ナラ	その他広葉樹
林齢	45年	50年	40年	20年	25年

森林の区域については、別表2により定める。

(2) 森林の有する土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源かん養機能維持増進森林以外の森林

ア 区域の設定

別表1のとおりに

イ 施業の方法

適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、「長伐期施業を推進すべき森林」として定めるものとし、主伐の時期を標準伐期齢のおおむね2倍以上とするとともに、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図るものとする。長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限については、次のとおり定める。

樹種	スギ	ヒノキ	マツ	クヌギ・ナラ	その他広葉樹
林齢	70年	80年	60年	20年	30年

森林の区域については、別表2に定める。

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 区域の設定

林木の生育に適した森林、林道等の開設状況や経営管理実施権の設定見込み等から効率的な施業が可能な森林、木材等生産機能の評価区分が高い森林で、自然条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林について、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を別表1により定める。

(2) 施業の方法

木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、植栽による確実な更新、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進する。

3 その他必要な事項

該当なし

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

本市は所有規模が小さな森林が多く、効率的な森林の施業及び経営を行うため、森林の経営の受委託等により、森林の経営規模の拡大を進めるものとする。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

森林の経営規模の拡大を進めるため、委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施等については、不在村森林所有者を含め森林所有者等への働きかけ、森林の経営の受託等を担う森林組合等の育成、施業集約化に向けた森林の経営の受委託に必要な情報の入手方法の周知をはじめとした普及啓発活動を進めるものとする。

また、意欲ある森林所有者・森林組合等へ森林情報の提供及び助言を行うこと等により、森林経営の委託への転換を目指すものとする。その際、森林経営の委託が円滑に進むよう、施業内容やコストを明示した提案型施業の普及及び定着を促進する。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

長期の施業の受託等、森林の経営の委託を行う場合には、受託者が自ら森林の経営を行うことができるよう、造林、保育及び伐採に必要な育成権限と、施業の実施に伴い伐採する立木についての処分権限が付与されるように委託契約を締結すること。また、森林の保護の実施についても委託するとともに、森林施業の実施等に必要な作業路網の設置及び維持管理に必要な権限についても付与すること。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

効率的な森林の施業及び経営の円滑化を図り、森林の経営管理（自然的経済的社会的諸条件に応じた適切な経営又は管理を持続的に行うことをいう。以下同じ。）を実施するため、森林経営管理制度の活用を推進するものとする。

森林経営管理制度に基づく意向調査については、森林簿や林地台帳を基に経営管理が行われていないと思われる森林を対象として実施し、森林所有者が責務を果たすよう森林経営計画の作成を促進するものとする。

また、森林の経営管理を森林所有者自らが実行できない場合には、本市が経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に再委託するとともに、再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林については本市が自ら経営管理を実施するものとする。

なお、経営管理権集積計画又は経営管理実施権配分計画の作成に当たっては、当該計画が観音寺市森林整備計画に定められた公益的機能別施業森林及び木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林における施業の方法と整合を図るものとする。

5 その他必要な事項

特になし。

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

森林が流域を単位として集団化が可能な地域にあつては、市、森林組合等による地域協議会等の開催、普及活動の促進等を通じて、森林施業を共同して行うための森林所有者間の合意形成に努める。また、林業を専業としない森林所有者及び不在森林所有者が多い地域等にあつては、森林組合等による施業の受委託を促進するものとする。特に不在森林所有者の多い地域にあつては、当該森林所有者に対する普及活動を強化し、適正な森林施業の確保に努めるものとする。なお、森林施業共同化の促進に資するため、市、県、森林組合等地域に密着した機関による森林所有者に対する指導活動を強化するものとする。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

小規模な森林所有者が多い本市で、林家個人で伐採、造林、保育及び間伐等を計画的に実施し、良質材の生産を目指すことは困難であるため、施業の共同化を助長し、合理的な林業経営を推進する必要がある。そのため、造林、保育及び間伐等の森林施業を森林組合に委託することにより、計画的な森林施業を図ることとする。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

- ア 森林経営計画を共同で作成する者（以下「共同作成者」という。）全員により各年度の当初等に年次別の詳細な実施計画を作成して代表者等による実施管理を行うこととし、間伐を中心として施業は可能な限り共同で又は意欲のある林業事業者等への共同委託により実施すること。
- イ 作業路網その他の施設の維持運営は共同作成者の共同により実施すること。
- ウ 共同作成者の一員が施業等の共同化につき遵守しないことにより、その者が他の共同作成者に不利益を被らせることがないように、予め個々の共同作成者が果たすべき責務等を明らかにすること。

4 その他必要な事項

該当なし

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

効率的な森林施業を推進するため、林地の傾斜区分や搬出方法に応じて次表の路網密度の水準を目安に林道（林業専用道を含む。以下同じ。）及び森林作業道を適切に組み合わせて開設し、路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムを構築するものとする。

区分	作業システム	路網密度 (m/ha)		
		基幹路網	細部路網	合計
緩傾斜地 (0° ~15°)	車両系 作業システム	30~40 m/ha	70~210 m/ha	110 m/ha 以上

中傾斜地 (15° ~30°)	車両系 作業システム	23~34 m/ha	52~165 m/ha	85 m/ha 以上
	架線系 作業システム	23~34 m/ha	2~41 m/ha	25 m/ha 以上
急傾斜地 (30° ~35°)	車両系 作業システム	16~26 m/ha	35~124 m/ha	60<50> m/ha 以上
	架線系 作業システム	16~26 m/ha	0~24 m/ha	20<15> m/ha 以上
急峻地 (35° ~)	架線系 作業システム	5~15 m/ha	—	5 m/ha 以上

注1：「架線系作業システム」とは、林内に仮設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材をつり上げて集積するシステム。スイングヤード等を活用する。

注2：「車両系作業システム」とは、林内ワイヤーロープを架設せず、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。フォワーダ等を活用する。

注3：「急傾斜地」の< >書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度である。

なお、路網密度の水準については、木材搬出予定箇所に適用し、尾根、溪流、天然林等の除地には適用しない。

2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

計画期間内に基幹路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）は次のとおりとする。

路網整備等 推進区域	面積 (ha)	開設予定路線	開設予定延長 (m)	対図番号	備考
該当なし					

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設にかかる留意点

適切な規格・構造の路網の整備を図る観点等から、林道については林道規程（昭和48年4月1日48林野道第107号林野庁長官通知）及び香川県林業専用道作設指針に則り開設する。

イ 基幹路網の整備計画

開設/ 拡張	種類	区分	位置	路線名	延長及び 箇所数	対図 番号	うち前半 5年分	備考
拡張	自動車道	改良	観音寺市	有木	1	①	○	
				末美谷	1	②	○	

				内野々	1	③	○	
				栄谷	1	④	○	
				南谷	1	⑤	○	
				稲積山	1	⑥	○	
				長尾	1	⑦	○	
				五郷財田	1	⑧	○	
				一丁谷	1	⑨	○	
				井関谷	1	⑩	○	

基幹路網の開設に当たっては、自然条件や社会的条件が良好であり、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に整備を加速化させるなど、森林施業の優先順位に応じた整備を推進する。

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」（平成 14 年 3 月 29 日付け 13 林整整第 885 号林野庁長官通知）、「民有林林道台帳について」（平成 8 年 5 月 16 日 8 林野基第 158 号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理することとする。

(2) 細部路網の整備に関する事項

ア 細部路網の作設に係る留意点

継続的な使用に供する森林作業道の開設について、丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点等から、森林作業道作設指針(平成 22 年 11 月 17 日付け 22 林整整第 656 号林野庁長官通知)及び香川県森林作業道作設指針に基づき必要に応じて開設する。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

森林作業道作設指針(平成 22 年 11 月 17 日付け 22 林整整第 656 号林野庁長官通知)及び香川県森林作業道作設指針に基づき、森林作業道が継続的に利用できるよう適正に管理することとする。

4 その他必要な事項

該当なし

第 8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

地域の実態に応じた林業への新規参入・起業など林業従事者の裾野の拡大、女性等の活躍・定着等に取り組むこととする。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項
該当なし

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

国内市場で最初に木材の譲受け等をする木材関連事業者の取り扱う全ての木材が合法性確認木材となるよう、令和5年に改正された合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）に基づき、木材関連事業者による合法性の確認等の実施及び合法性確認木材等の取扱数量の増加等の取組を着実に進める。

III 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

(1) 区域の設定

対象鳥獣の種類	森林の区域	面積 (ha)
ニホンジカ	101～104、106～109、112～123、201～221、301～310	3227.45

(2) 鳥獣害の防止の方法

鳥獣害の防止の方法について、ニホンジカによる被害の防止に効果を有すると考えられる方法により、次のア又はイに掲げる鳥獣害防止対策を地域の実情に応じ単独で又は組み合わせて推進することとする。その際、ニホンジカの被害対策は特に人工植栽が予定されている森林及び既に植栽されている森林等を中心に推進することとする。

なお、アに掲げる防護柵については改良等を行いながら被害防止効果の発揮を図るよう努めるとともに、鳥獣害防止対策の実施に当たってはニホンジカ第二種特定鳥獣管理計画による施策や農業被害対策等と連携・調整することとする。

ア 植栽木の保護措置

防護柵の設置又は維持管理、幼齢木保護具の設置、剥皮防止帯の設置、現地調査等による森林のモニタリングの実施等

イ 捕獲

わな捕獲（くくりわな、囲いわな、箱わな等）または銃器による捕獲等の実施

2 その他必要な事項

鳥獣害の防止の方法の実施状況を確認するために、隣接する愛媛・徳島両県の動向を注視しつつ、現地調査や各種会議での情報交換、区域内で森林施業を行う森林所有者等・みどりの巡視員からの情報収集などを行うこととする。鳥獣害の防止の方法が実施されていない場合には森林所有者などに対する助言・指導などを通じて鳥獣害の防止を図ることとする。また、国有林とも連携を図って実施することとする。

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法等

(1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法

ナラ枯れ等をはじめとする森林病虫害等による被害を未然に防止するため、早期発見、早期駆除等に努める。

ナラ枯れについては、まん延を防止し、森林の持つ多面的機能を確保するため、「香川県ナラ枯れ防除対策方針」に基づき、関係機関等と連携し、地域の被害状況等に応じた、効率的、効果的な防除対策を講じる。

マツ枯れについては過去の大規模な被害発生を踏まえ、再激化を防ぐことを目的として、森林病虫害等防除法による基本方針に基づき、地域にとって重要な「保全する必要のある森林」を特定し、国や県の関係機関等との連携のもと、周辺森林とあわせて対策を講じる。

①保全森林（保全する必要のある森林）

マツ枯れから保全する必要があることから、薬剤散布などによる予防措置と併せて被害木駆除の徹底に努める。また、実施にあたっては、非有機リン系薬剤を使うなど環境に配慮する。

保全松林名	林班	小班	面積 (ha)
琴弾公園	105	26、29～31	24
興昌寺山	105	9～26	20
一の宮公園	301	11、12、19	1

②周辺森林

該当なし

(2) その他

(1)のほか、森林病虫害等による被害の未然防止、早期発見及び薬剤等による早期駆除などに向け、森林組合、森林所有者等との連携による被害対策や被害監視から防除実行までの地域の体制づくりに努める。

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）

被害の情報収集に努め、それを踏まえた被害防止対策を実施する。

3 林野火災の予防の方法

林野火災対策として、市民に対する各種の普及啓発活動により防火意識の高揚を図るとともに、林野火災を未然に防止するため、森林巡視等を適時適切に実施するとともに、防火線等の整備を推進することとする。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

森林法第23条及び観音寺市火入れに関する条例に基づいて適切に火入れを行うこととする。

5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分

森林の所在	伐採を促進すべき理由	備 考
該 当 な し		

病虫害の蔓延のため緊急に伐倒駆除する必要が生じた場合等については市長が個別に判断するものとする。

(2) その他

該 当 な し

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

森林の所在		森 林 の 林 種 別 面 積 (h a)						備 考
位 置	林小班	合計	人工林	天然林	無立木地	竹林	その他	
該 当 な し								

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

施業の区分	施 業 の 方 法
該 当 な し	

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

(1) 森林保健施設の整備

施 設 の 整 備
該 当 な し

(2) 立木の期待平均樹高

樹 種	期待平均樹高 (m)	備 考
該 当 な し		

4 その他必要な事項

該 当 な し

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

森林経営計画を作成するに当たり、次に掲げる事項について適切に計画すべきものとする。

- ア. IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽
- イ. IIの第4の公益的機能別施業森林等の整備に関する事項
- ウ. IIの第5の3の森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
- エ. IIIの森林の保護に関する事項

なお、経営管理実施権が設定された森林については、森林経営計画を樹立して適切な施業を確保することが望ましいことから、経営管理実施権配分計画が公告された後、林業経営者は、当該森林について森林経営計画の作成に努める。

(2) 森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域

森林法施行規則第33条1号ロの規定に基づく区域について、次のとおり定めるものとする。

区域名	林 班	区域面積 (ha)
観音寺	101, 102, 103, 104, 105, 106, 107, 108, 109, 110, 111, 112, 113, 114, 115, 116, 117, 118, 119, 120, 121, 122, 123	1194.02
大野原	201, 202, 203, 204, 205, 206, 207, 208, 209, 210, 211, 212, 213, 214, 215, 216, 217, 218, 219, 220, 221	1438.67
豊 浜	301, 302, 303, 304, 305, 306, 307, 308, 309, 310	675.92

2 生活環境の整備に関する事項

該当なし

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

該当なし

4 森林の総合利用の推進に関する事項

該当なし

5 住民参加による森林の整備に関する事項

該当なし

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

該当なし

7 その他必要な事項

盛土等に伴う災害を防止するため、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）に基づき、知事等が指定する規制区域の森林の土地においては、谷部等の集水性の高い場所における盛土等は極力避けるとともに、盛土等の工事を行う際の技術的基準を遵守させるなど、制度を厳正に運用することとする。

「森林の生物多様性を高めるための林業経営の指針」を踏まえ、地域の生物多様性保全に配慮した森林施業を推進する。

【別表 1】

区分	森林の区域	面積 (ha)
水源の涵養の機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	別表 3 のとおり	1697.13
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	別表 3 のとおり	1906.67
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	別表 3 のとおり	77.95
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	別表 3 のとおり	328.51
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	別表 3 のとおり	1734.83

【別表2】

施業の方法		森林の区域	面積 (ha)
伐期の延長を推進すべき森林		別表3のとおり	656.44
長伐期施業を推進すべき森林		別表3のとおり	1802.49
複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林 (択伐によるものを除く)	別表3のとおり	該当なし
	択伐による複層林施業を 推進すべき森林	別表3のとおり	337.72

【別表3】

林班	準林班	公益的機能別施業森林の区域					森林施業の方法					備考
		水を涵養するための森林施業を推進	土壌の保全に関する災害の防止及び	速やかな環境の形成のための機能の	保健文化機能の維持増進を	木材の生産機能の維持増進を	通常の施業	伐期の延長を	長伐期施業を	複層林施業を推進するべき森林		
										(複層林施業以外)	(複層林施業)	
101	01						*					
101	02		○						*			
101	03						*					
101	04						*					
101	05						*					
101	06						*					
101	07		○						*			
102	01						*					
102	02						*					
102	03						*					
102	04		○						*			
102	05						*					
103	01		○						*			
103	02						*					
103	03						*					
103	04						*					
103	05						*					
103	06						*					
103	07						*					
104	01		○						*			
104	02						*					
104	03						*					
104	04						*					
104	05		○	○					*		*	
104	06						*					
104	07			○					*		*	
104	08			○							*	
104	09										*	
104	10			○					*		*	
105	01					○					*	
105	02					○					*	
105	03					○					*	
105	04					○					*	
105	05			○		○					*	
106	01		○						*			
106	02						*					
106	03						*					
106	04						*					
107	01					○			*			
107	02		○			○			*			
107	03						*					
108	01					○			*			
108	03						*					
108	04						*					
109	01						*					
110	01						*					
111	01						*					
111	02						*					
111	03						*					
111	04						*					
111	05						*					
111	06						*					
111	07						*					
111	08					○			*			
111	09						*					
112	01		○						*			
112	02						*					
112	03						*					
112	04		○						*			
112	05		○						*			
112	06		○						*			
112	07		○						*			
113	01						*					
113	02						*					
113	03						*					
113	04						*					
113	05						*					
113	06						*					

林班	準林班	公益的機能別施業森林の区域					森林施業の方法					備考				
		進を図るべき森林	水源涵養の機能の維持を推進	増進を図るべき森林	土地に関する保全の防止	維持増進を図るべき森林	速やかな環境形成の機能の維持増進	保健文化機能の維持増進	図るべき森林	木材の生産機能の維持増進	通常施業		伐期の延長を推進すべき森林	長伐期施業を推進すべき森林	複層林施業を推進するべき森林	
															(複層林施業以外)	(複層林施業)
113	07									*						
114	01			○								*				
114	02			○								*				
114	03			○								*				
114	04			○								*				
114	05			○								*				
114	06			○								*				
114	08			○								*				
115	01									*						
115	02									*						
115	03									*						
115	04									*						
115	05			○								*		*		
115	07									*						
115	08			○								*		*		
115	09			○								*		*		
115	10			○								*		*		
115	11			○								*		*		
115	13									*						
116	01									*						
116	02			○								*		*		
116	03									*						
116	04			○								*		*		
116	05			○								*		*		
116	06			○								*		*		
116	07			○								*		*		
116	08			○								*		*		
116	09			○								*		*		
116	10			○								*		*		
117	01			○					○			*		*		
117	02			○				○	○			*		*		
117	03			○				○	○			*		*		
117	04	○		○				○	○			*		*		
117	05	○		○				○	○			*		*		
117	06			○				○	○			*		*		
117	07	○		○				○	○			*		*		
117	08	○		○								*		*		
117	09	○		○					○			*		*		
118	01			○								*		*		
118	02			○								*		*		
118	03			○								*		*		
118	04									*						
118	06									*						
118	07	○		○								*				
118	09	○		○								*				
118	10			○								*		*		
118	11			○								*		*		
118	12			○								*		*		
119	02	○		○								*				
119	03	○		○								*				
119	04	○		○								*				
120	01	○		○								*				
120	02	○		○					○			*		*		
120	03	○		○					○			*		*		
121	01	○							○		*					
122	01	○		○					○			*				
122	02	○		○					○			*				
122	03	○		○										*		
122	04	○		○										*		
122	05	○		○					○			*		*		
122	06	○		○										*		
123	01	○		○								*				
123	02	○		○								*				
123	03	○		○								*				
201	01	○							○		*					
201	02	○							○		*					
201	03	○							○		*					
201	04	○							○		*					
201	05	○							○		*			*		

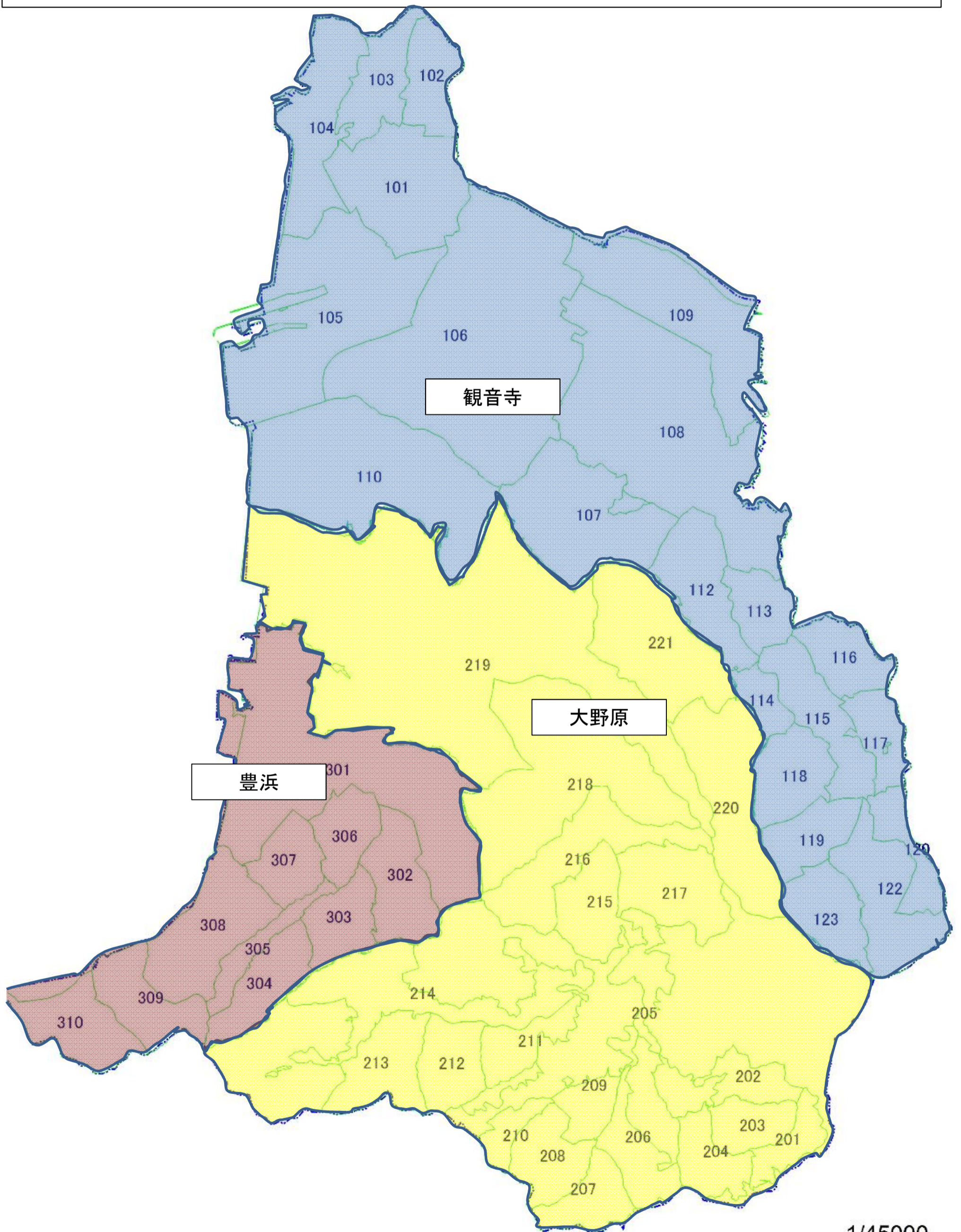
林班	準林班	公益的機能別施業森林の区域				森林施業の方法					備考	
		水源涵養の機能の維持増進を図るための森林	土地に関する災害の防止及び土壌保全のための森林	快適な環境の形成のための森林	保健文化機能の維持増進を図るための森林	木材の生産機能の維持増進を図るための森林	通常の施業	伐期の延長を推進すべき森林	長伐期施業を推進すべき森林	複層林施業を推進する林		
										(複層林施業以外)		(複層林施業)
201	06	○	○			○		*		*		
202	01	○	○			○		*		*		
202	02	○				○		*				
202	03	○				○		*				
202	04	○				○		*				
202	05	○				○		*				
202	06	○				○		*				
202	07	○				○		*				
203	01	○				○		*				
203	02	○				○		*				
203	03	○	○			○		*		*		
203	04	○	○			○		*		*		
203	05	○				○		*				
203	06	○				○		*				
204	01	○				○		*				
204	02	○				○		*				
204	04	○				○		*		*		
204	05	○				○		*				
204	06	○				○		*				
204	08	○				○		*				
205	01	○	○			○		*				
205	02	○				○		*				
205	03	○			○	○		*				
205	04	○				○		*				
205	05	○	○			○		*				
205	06	○				○		*				
205	07	○				○		*				
206	01	○				○		*				
206	02	○				○		*		*		
206	03	○				○		*		*		
206	04	○				○		*				
206	05	○				○		*				
206	06	○				○		*				
206	07	○				○		*		*		
207	02	○				○		*				
207	03	○	○			○		*		*		
207	04	○	○			○		*		*		
207	05	○	○			○		*				
207	06	○	○			○		*				
207	07	○	○			○		*				
207	08	○	○			○		*				
208	01	○				○		*				
208	02	○				○		*		*		
208	03	○	○			○		*				
208	04	○	○			○		*				
208	05	○	○			○		*				
208	06	○	○			○		*				
208	07	○	○			○		*				
208	08	○				○		*				
208	09	○				○		*		*		
208	10	○				○		*		*		
209	01	○				○		*				
209	02	○	○			○		*		*		
209	03	○	○			○		*		*		
209	04	○	○			○		*		*		
209	05	○				○		*				
210	02	○	○			○		*		*		
210	03	○	○			○		*		*		
210	04	○	○			○		*		*		
211	01	○			○	○		*		*		
211	02	○			○	○		*		*		
211	03	○			○	○		*		*		
211	04	○			○	○		*		*		
211	05	○			○	○		*		*		
211	06	○			○	○		*		*		
212	01	○				○		*				
212	02	○				○		*				
212	03	○				○		*				
212	04	○				○		*				

林班	準林班	公益的機能別施業森林の区域					森林施業の方法					備考			
		水を涵養するための森林施業を推進	水源涵養の機能の維持を推進	土壌の保全の災害の防止及び	土地に関する全機能の維持	速やかな環境の形成のための機能の維持を推進	保健文化機能の維持を推進	図るべき森林	木材の生産機能の維持を推進	通常の施業	伐期の延長を推進すべき森林		長伐期施業を推進すべき森林	複層林施業を推進する林	
														(複層林施業以外)	(複層林施業)
212	05	○	○				○				*				
212	06	○					○				*				
212	07	○					○				*				
213	01	○					○				*				
213	02	○					○				*				
213	03	○					○				*				
213	04	○	○				○				*		*		
213	05	○					○				*				
213	06	○					○				*				
213	07	○					○				*				
213	08	○					○				*				
213	09	○					○				*				
213	10	○					○				*				
213	11	○					○				*				
213	12	○					○				*				
213	13	○					○				*				
214	01								*						
214	02								*						
214	04								*						
214	05		○			○	○				*				
214	06		○			○	○				*				
214	07						○		*						
214	08						○		*						
214	09						○		*						
214	10						○		*						
214	11						○		*						
214	12	○								*					
215	01						○		*						
215	02		○				○			*		*		*	
215	03						○		*						
215	04						○		*						
215	05						○		*						
215	06						○		*						
215	07						○		*						
216	01		○			○	○				*				
216	02		○				○				*		*		
216	03		○				○				*				
216	04						○		*						
216	05						○		*						
216	06						○		*						
216	07		○				○				*		*		
216	08		○				○				*		*		
216	09		○				○				*		*		
216	10		○				○				*		*		
216	11		○				○				*		*		
217	01		○				○				*		*		
217	02						○		*						
217	03	○	○				○				*		*		
217	04	○					○				*		*		
217	05	○					○				*				
217	06	○					○				*		*		
217	07	○					○				*				
217	08	○					○				*				
217	09	○	○				○				*				
217	10		○				○				*				
218	01		○								*				
218	03		○								*				
218	04								*						
218	05		○								*				
218	06								*						
218	07								*						
219	01				○						*		*		
219	02								*						
219	03		○								*		*		
219	04		○								*		*		
219	05								*						
219	06		○								*		*		
220	01		○								*				
220	02								*						

林班	準林班	公益的機能別施業森林の区域				森林施業の方法					備考				
		進を図るべき森林	水源涵養の機能の維持を推進する	増進を図るべき森林	土地に関する災害の防止及び	維持増進を図るべき森林	速やかな環境形成のための機能の維持増進を	保健文化機能の維持増進を図るべき森林	木材の生産機能の維持増進を図るべき森林	通常の施業		伐期の延長を推進すべき森林	長伐期施業を推進すべき森林	複層林施業を推進する林	
														(複層林施業以外)	(複層林施業)
220	03			○							*		*		
220	04			○							*		*		
220	05			○							*		*		
220	06	○		○			○				*		*		
220	08	○		○			○				*		*		
220	09	○		○							*		*		
220	10			○							*		*		
220	11			○							*		*		
221	01			○							*		*		
221	02								*						
221	04			○							*		*		
221	05			○							*		*		
221	06			○							*		*		
221	07								*						
221	08								*						
301	01					○					*		*		
301	02			○							*		*		
301	03			○							*		*		
301	04			○							*		*		
301	05			○							*		*		
302	01			○							*				
302	02			○							*				
302	03			○							*				
302	04			○							*				
302	05			○							*				
302	06			○							*				
302	07			○							*		*		
303	01			○							*				
303	02			○				○			*				
303	03			○				○			*				
303	04			○				○			*				
304	02			○							*				
304	03	○		○							*				
304	04	○		○							*				
304	05	○		○							*				
304	06	○		○							*				
304	07	○		○							*				
304	08	○		○							*				
305	01			○				○			*				
305	02			○				○			*		*		
305	03	○		○				○			*				
305	04	○		○				○			*				
305	05	○		○				○			*				
306	01							○	*						
306	02			○				○	*						
306	03			○				○	*						
306	04							○	*						
307	01								*						
307	02								*						
307	03								*						
308	02								*						
308	03								*						
308	04						○			*					
308	05			○						*					
308	06			○						*					
308	07			○						*					
308	08			○						*					
309	01			○				○		*					
309	02			○				○		*					
309	03			○				○		*		*			
309	04			○				○		*					
309	05			○				○		*		*			
310	01			○				○		*					
310	02			○				○		*		*			
310	03			○				○		*					
310	04			○				○		*		*			
310	05					○		○		*		*			

※択伐による複層林施業を推進すべき森林は、保安林又は自然公園法等で択伐施業に制限されている森林に限る。

観音寺市森林整備計画Ⅴの1の(2)に定める区域



観音寺市森林整備計画概要図

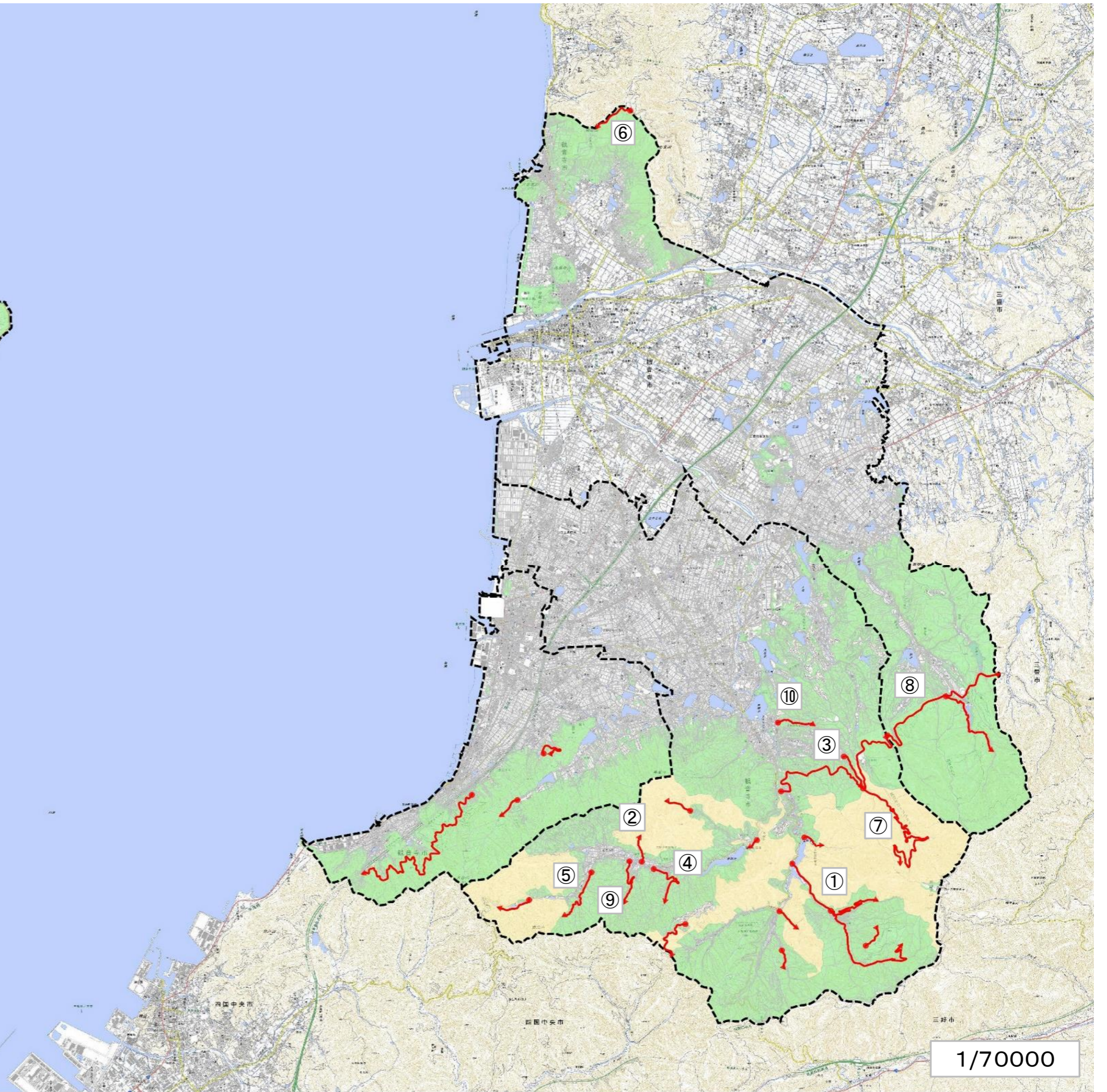


観音寺市



凡例

- 市町(旧市町)界
- 林道・森林作業道(既設)
- 林道・森林作業道(新規)
- 地域森林計画対象民有林
- 国有林

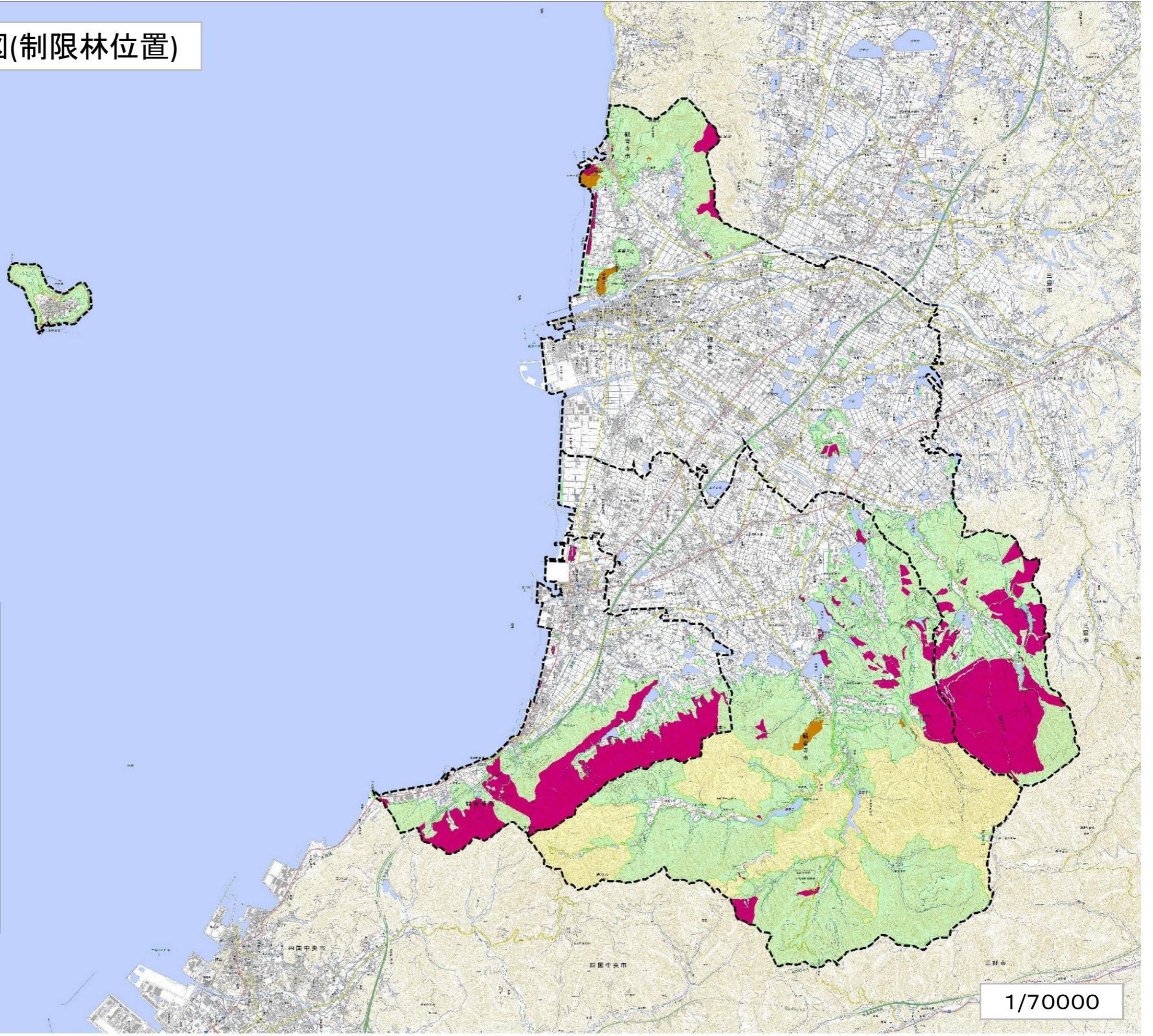


1/70000

観音寺市森林整備計画概要図(制限林位置)

凡例

- 市町(旧市町)界
- 保安林(その他制限林を含む)
- その他制限林
- 地域森林計画対象民有林
- 国有林



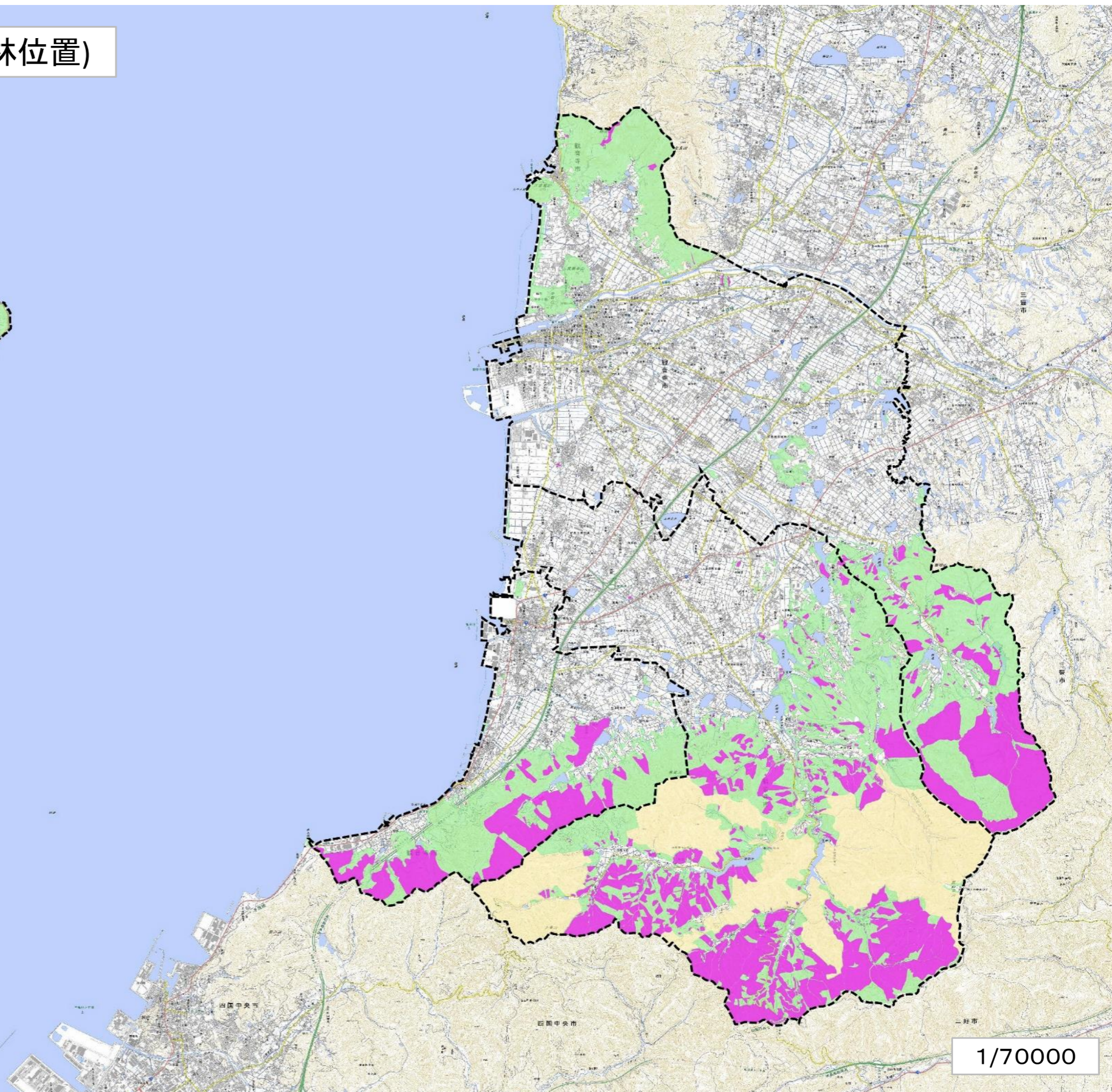
1/70000

観音寺市森林整備計画概要図(人工林位置)



凡例

- 市町(旧市町)界
- 人工林(スギ・ヒノキ)
- 地域森林計画対象民有林
- 国有林



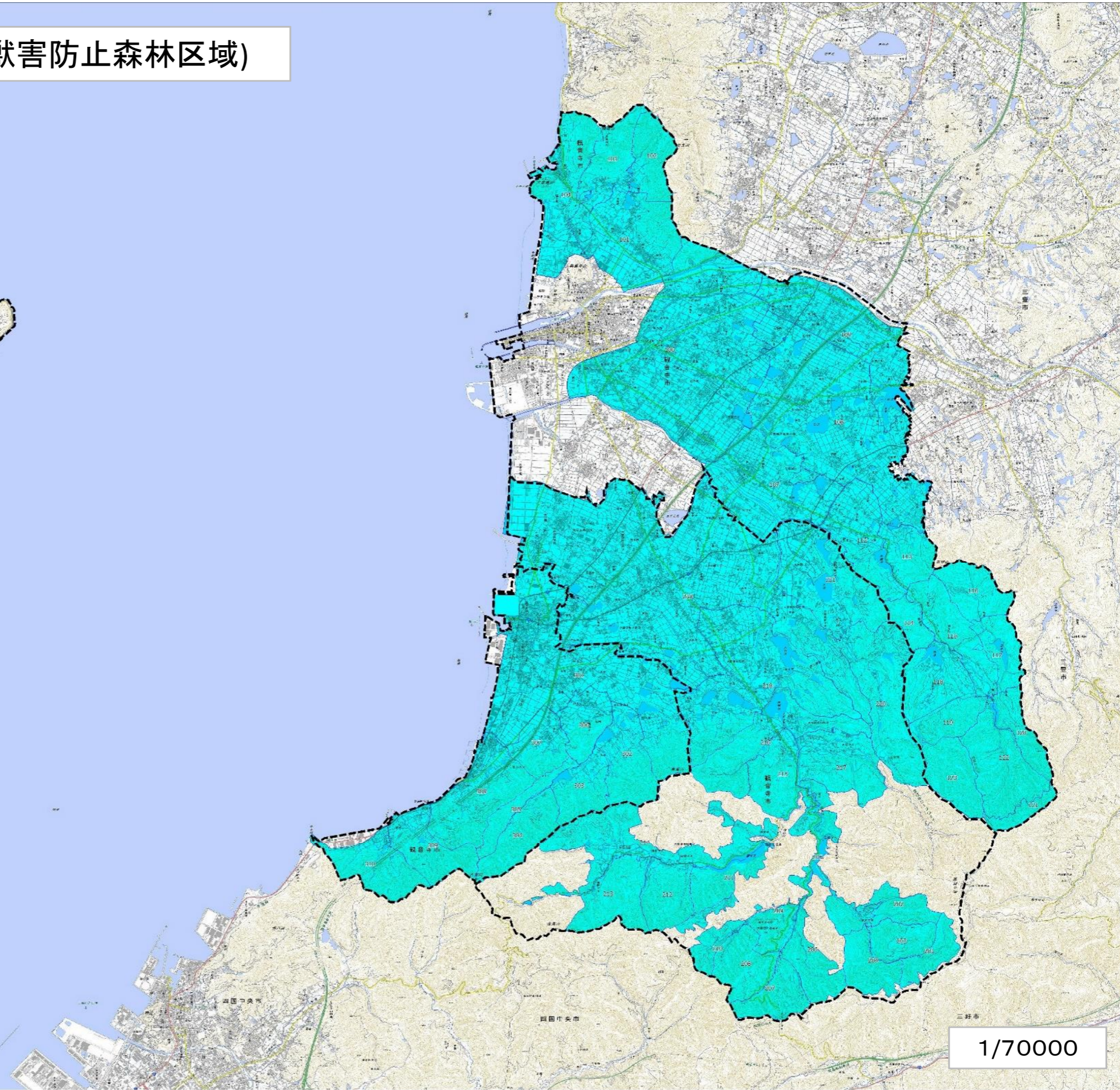
観音寺市森林整備計画概要図(鳥獣害防止森林区域)

凡例

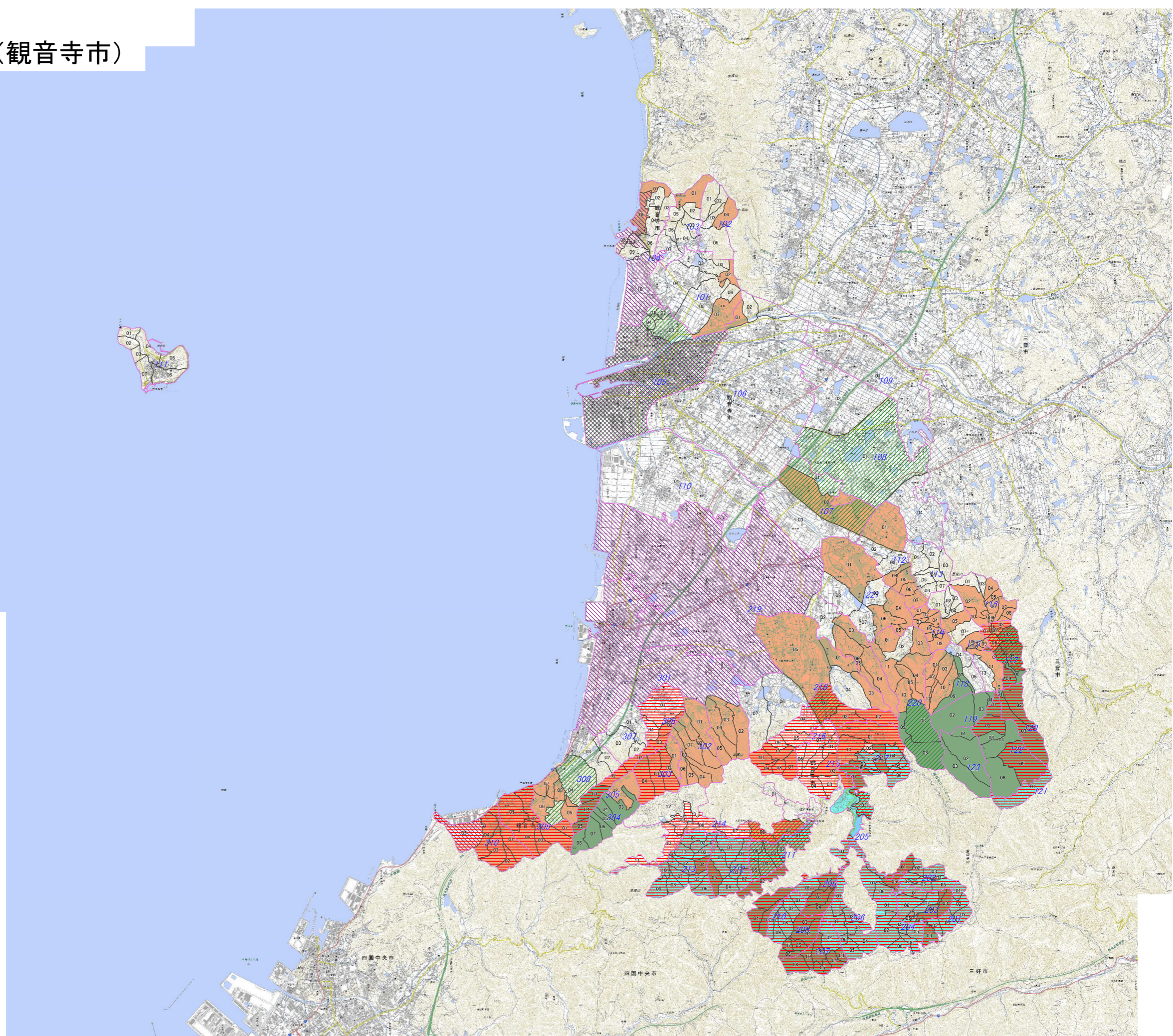
市町(旧市町)界

鳥獣害防止森林区域

1/70000



公益的機能別施業森林の区域(観音寺市)



凡例

森林機能別ゾーニング

- 水源かん養
- 山地災害防止/土壌保全機能
- 水源かん養・山地災害防止/土壌保全機能
- 保健・文化機能
- 快適環境形成機能
- 木材等生産機能

公益的機能別施業森林の施業方法(観音寺市)

